

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

1 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 地域内の担い手に加え地域外の農業法人・企業等の参入を促進するとともに、地域の農地の集積・集約化と有効活用を図る中核的な事業体として農地中間管理機構を位置づけ、石川県農業の活性化に資するよう最大限活用する。
- (2) 各市町が作成する地域計画と連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。
- (3) 農地中間管理機構に滞留する可能性がある農地については、農地中間管理事業の対象としない。

2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	機構創設前 (平成 24 年度)	概ね 10 年後 (令和 5 年度)
耕地面積 (①)	42,900ha	42,700ha
うち担い手が利用する面積 (②) 本県の目標 (国の要請目標)	16,230ha	34,200ha (38,430ha)
担い手への集積率 (②/①) 本県の目標 (国の要請目標)	37.8%	80% (90%)
認定農業者	1,866 経営体	2,200 経営体
うち個人	1,595 経営体	1,700 経営体
うち法人	271 経営体	500 経営体
集落営農 (法人組織を除く)	8 経営体	200 経営体
その他 (認定就農者を含む)	292 経営体	1,600 経営体

※1 本目標については、必要に応じて見直す。

※2 本目標には、本県の目標と国の要請目標を併記する。

※3 令和 5 年度に担い手が利用する耕地面積を全耕地面積の 9 割とする国の要請目標についても、本県の目標を前倒しして実現し、これに上積みする形で取り組むものとする。

3 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 農地中間管理機構から全ての市町（農業委員会を含む）に、その同意を得て業務委託するとともに、農用地利用集積等促進計画の案の作成を求めることを基本とする。
- (2) 地域農業活性化協議会、農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めることとする。

4 農地中間管理事業に関する啓発普及

地域計画の作成・見直しの際に、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法について、周知徹底を図る。

5 地方公共団体、農地中間管理機構、日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構等の連携及び協力

農地中間管理機構は、県、市町（農業委員会含む）、農業会議、農業開発公社、JAグループ等の関係機関と密接な連携・協力の下に農地中間管理事業の活用を図るとともに、必要に応じ、公庫等に協力を求めることとする。

附 則

この基本方針は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和5年6月23日から施行する。